

鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定ほか3件(市決定)の都市計画原案について

鎌倉市では、このたび、鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定ほか3件(市決定)の都市計画原案を取りまとめましたので、皆様のご意見をお聴きするため、原案の縦覧とともに公聴会を開催します。公聴会で公述を希望する方は申出期間内に公述申出を提出してください。

1 都市計画原案の縦覧及び公述申出

縦覧(申出)期間	縦覧場所及び公述申出書の提出先	縦覧時間
令和3年7月19日(月)～ 令和3年8月2日(月) ※土曜日、日曜日及び祝日は 縦覧(申出)できません。 ※公述申出書は期間内必着	鎌倉市まちづくり計画部都市計画課 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号	午前8時30分～ 午後5時

公聴会で公述を希望される方は、「公述申出書」に必要事項を記入し、申出期間内に提出してください。(「公述申出書」は市都市計画課に用意しています。また、市のホームページからも入手できます。【市ホームページで「都市計画公聴会」と検索してください。】)

なお、公述申出書の提出は、直接ご持参いただくか郵送してください。電子メール、ファクシミリによる提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

2 公聴会の日時及び場所

開催日	開催時間	開催場所
令和3年8月24日(火)	午後7時～午後9時	深沢行政センター深沢学習センター 3階ホール (鎌倉市常盤111番地3)

※公述人の人数によっては、終了時間が早くなる場合があります。

※神奈川県決定である鎌倉都市計画道路の変更(3・5・7号腰越大船線)の都市計画公聴会と同時開催します。

3 公述人の資格

本市に住所を有する者及び当該都市計画の原案に関する利害関係者です。

4 公述人の決定

公述人は、10人程度としますが、同じ趣旨の意見が多数あるときは、申出をされた方のうちから公述人となる方を抽選で決定させていただきます。決定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。なお、公述人1人あたりの公述時間は15分以内とします。

5 公聴会を開催しない場合

公述の申出がなかった場合は、公聴会を開催しません。開催しない場合は、次のとおりご案内いたしますが、ご不明の場合は、お手数ですが「7 お問合せ先」までご連絡ください。

- (1) 市ホームページに掲載【市ホームページで「都市計画公聴会」と検索してください。】
- (2) 市都市計画課窓口に掲示
- (3) 公聴会会場に掲示

6 公聴会の傍聴

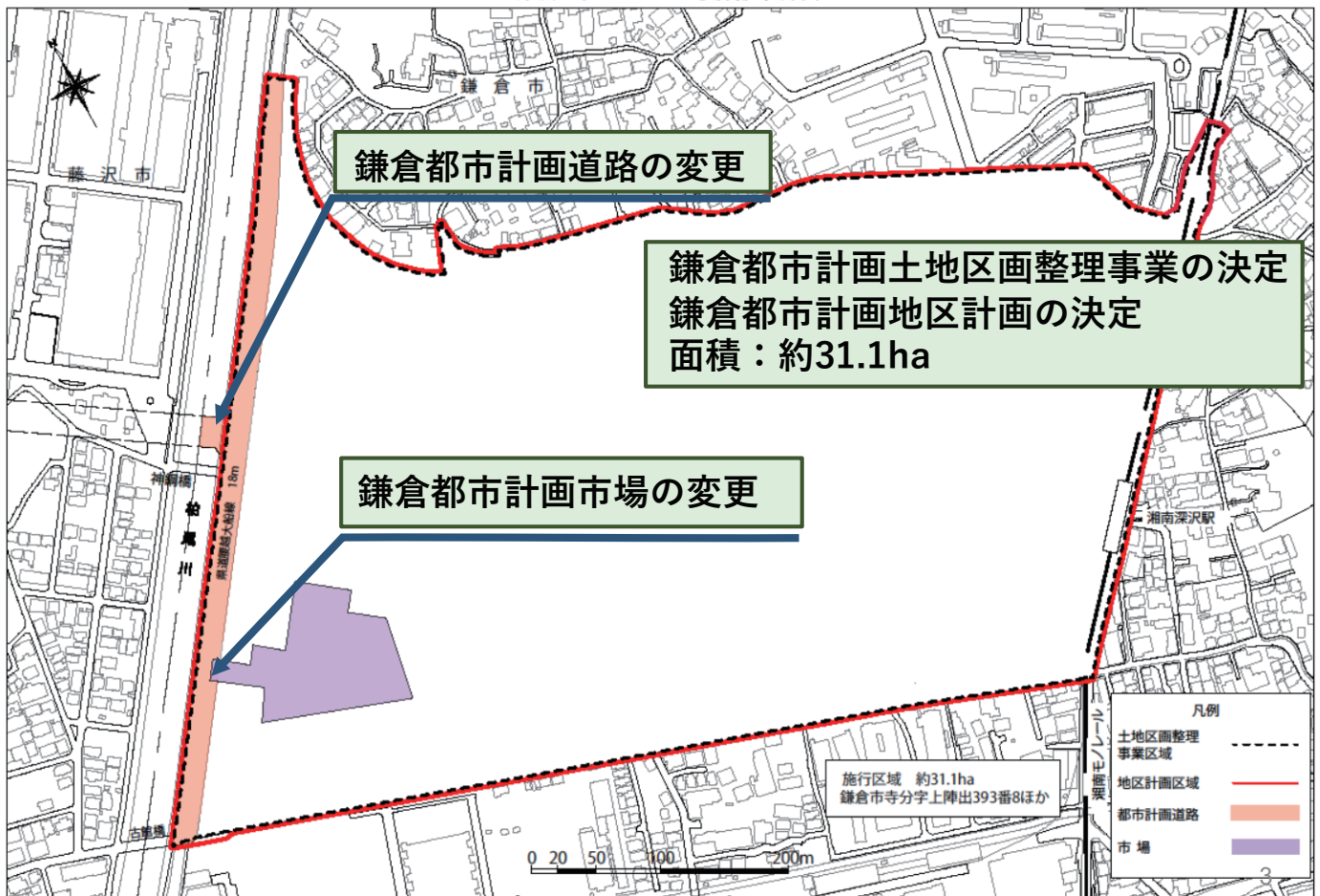
公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会が開催されることをご確認の上、当日、直接会場にお越しください。ただし、人数によっては、傍聴をお断りすることがあります。

また、公聴会当日、手話通訳を必要とされる方は、令和3年8月2日(月)までに「7 お問合せ先」までご連絡ください。

7 お問い合わせ先

鎌倉市まちづくり計画部都市計画課 TEL(0467)61-3408

【鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定ほか3件について】



■鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定

深沢地域国鉄跡地周辺地区で面的整備事業と土地利用転換を行うため、土地区画整理事業を決定します。

■鎌倉都市計画地区計画の決定

深沢地域国鉄跡地周辺地区で面的整備事業と土地利用転換事業を計画的に推進するため、地区計画を決定します。

■鎌倉都市計画道路の変更

藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと一体的に都市基盤の整備を図るため、深沢地域国鉄跡地周辺地区と隣接する藤沢市村岡地区の両地区をつなぐシンボル道路のうち鎌倉市域部分に都市計画道路を決定します。

■鎌倉都市計画市場の変更

鎌倉都市計画道路3・5・7号腰越大船線の変更に伴い区域を変更します。